宮古広域公園整備事業 ~ 計画段階環境配慮書 ~

要 約 書【公表版】

平成28年4月

沖縄県

宮古広域公園整備事業~ 計画段階環境配慮書 要約書~

目 次

第	1章	■ 都市計画決定権者等の名称及び主たる事業所の所在地	-1
	1. 1	都市計画決定権者の名称及び主たる事業所の所在地1	-1
	1. 2.	. 配慮書事業者の名称及び主たる事業所の所在地1	-1
第	2章	□ 配慮書対象事業の目的及び内容2	2-1
	2. 1.	. 配慮書対象事業の名称及び種類、区域2	2–1
	2. 2.	.配慮書対象事業の背景、検討経緯及び必要性2	2-4
	2. 3.	. 配慮書対象事業の内容	2-9
第	3章	軍事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲と	
		想定される地域の概況3	3–1
	3. 1.	. 社会的状況	3-2
	3. 2	自然的状況 3	3–4
	3. 3.	. 関係法令等の指定、規制等3	3–10
第	4章	章 計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法	I –1
	-	計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の手法4 計画段階配慮事項の選定4	
	4. 1		I –1
	4. 1	計画段階配慮事項の選定4	I –1
	4. 1 4. 2	計画段階配慮事項の選定4	I−1 I−9
第	4. 1 4. 2 5章	計画段階配慮事項の選定4 調査、予測及び評価の手法4	1-1 1-9 5-1
第	4. 1 4. 2 5 章 5. 1	計画段階配慮事項の選定	I-1 I-9 5-1 5-1
第	4. 1 4. 2 5 章 5. 1 5. 2	計画段階配慮事項の選定	1-1 1-9 5-1 5-10
第	4. 1 4. 2 5 章 5. 1 5. 2 5. 3	計画段階配慮事項の選定	1-1 1-9 5-1 5-1 5-20
第	4. 1 4. 2 5章 5. 1 5. 2 5. 3	計画段階配慮事項の選定. 4 調査・予測及び評価の結果. 5 陸域植物 5 陸域動物 5 生態系 5	1-1 1-9 5-1 5-1 5-10 5-20 5-28
第	4. 1 4. 2 5 5. 1 5. 2 5. 3 5. 4 5. 5	計画段階配慮事項の選定. 4 調査・予測及び評価の結果. 5 陸域植物. 5 陸域動物. 5 生態系. 5 景観. 5	1-1 1-9 5-1 5-10 5-20 5-28 5-42
第	4. 1 4. 2 5 5. 1 5. 2 5. 3 5. 4 5. 5	計画段階配慮事項の選定. 4 調査・予測及び評価の結果. 5 陸域植物. 5 陸域動物. 5 生態系. 5 景観. 5 人と自然の触れ合い活動の場. 5	1-1 1-9 5-1 5-10 5-20 5-28 5-42
第	4. 1 4. 2 5 5. 2 5. 3 5. 4 5. 5 5. 6	計画段階配慮事項の選定. 4 調査・予測及び評価の結果. 5 陸域植物. 5 陸域動物. 5 生態系. 5 景観. 5 人と自然の触れ合い活動の場. 5	1-1 1-9 5-1 5-10 5-20 5-28 5-42 5-49

第1章 都市計画決定権者等の名称及び主たる事業所の所在地

1.1. 都市計画決定権者の名称及び主たる事業所の所在地

名 称:沖縄県

代表者氏名:沖縄県知事 翁長雄志

所 在 地:沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

担 当:土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班

連絡先:電話(098-866-2408)、FAX(098-866-5938)、E-mail(aa065005@pref.okinawa.lg.jp)

1.2. 配慮書事業者の名称及び主たる事業所の所在地

名 称:沖縄県

代表者氏名:沖縄県知事 翁長雄志

所 在 地:沖縄県那覇市 泉崎 1-2-2

担 当:土木建築部 都市計画・モノレール課 企画班

連絡先:電話(098-866-2408)、FAX(098-866-5938)、E-mail(aa065005@pref.okinawa.lg.jp)

本事業は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第5項に規定する都市施設として、同法の規定により沖縄県が決定権者として都市計画決定を行なうことを予定している。

このことから、沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日条例第77号)第41条の2の規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うこととなる。

○沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日条例第77号)抜粋

- 第41条の2 配慮書対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する県であるときは、第3項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、県が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第4条の3第2項、第4条の8第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。
- 2 配慮書対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第4条の2から第4条の8までの規定により配慮書事業者が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項に規定する市町村又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村であるときは、次項、第44条の2及び第45条の2に定めるところにより、当該市町村が当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。